

医心 伝心

個別指導を対話の場として活かすために ～保険診療の質を高める相互理解～

富山県医師会常任理事 鳴河 宗聡

2022年度から少しずつ個別指導に立ち会わせていただくようになりました。立ち合いは指導の現場を見守る立場ではありますが、その中でいろいろ思うところがありましたのでお伝えしたいと思います。医療機関にとって「個別指導」という言葉は、いささか身構えてしまう響きを持っていると思います。しかし、指導現場に立ち会う中で見えてきたのは、そこが単なるあら探しの場ではなく、本来は保険診療の質を担保し、適正な運営を支援するための「教育的対話」の場であるという側面です。指導官との建設的な関係性を築くことは、医療機関のコンプライアンス能力を高めるだけでなく、結果として患者さんへの信頼に応える強固な礎となります。

厚生局の指導官と我々臨床医の間には、避けがたい立場の違いが存在します。臨床医は目の前の患者さんのために心血を注ぎ、「一所懸命に最善を尽くしている」という自負を持っています。対して、指導官は公的資金である診療報酬が適正に運用されているか、定められた「算定ルール」や「医学的根拠」に基づき、客観的かつ淡々と確認を行う役割を担っています。この立場の違いを理解しないまま個別指導の場に臨むと、時に感情的なすれ違いが生じ、会話が噛み合わないまま「しこり」を残してしまうことがあります。良好な関係性を保つための第一歩は、指導官の細かな質問の姿勢を「聞き取りの技術」とであると理解し、我々もまた「医学的妥当性」と「ルールの遵守」という二段構えの論理で応えることです。特に、算定の根拠として「患者の希望」の強調は医学的判断の放棄とみなされやすいですし、「臨床現場では一般的」や単に「患者負担を減らすため」などは、かえって追求を招く結果となりかねません。

あくまで、臨床上の所見に基づき、ガイドラインに沿った適切な判断の結果として算定していることを、論理的に説明する姿勢が求められます。

また、事務的な体制の整備も、信頼関係の構築において極めて重要です。電子カルテのセキュリティ設定や適切な修正履歴の管理、院内掲示の徹底といった「基本」が疎かであれば、指導官は「この医療機関は診療記録そのものが信頼に欠けるのではないか」という疑念を抱いてしまいます。事務指導官による確認を、単なる形式的な手続きと軽んじることなく誠実に対応することが、その後のスムーズな対話につながります。立会人の視点から見れば、指導官もまた、医療現場の苦勞に一定の理解を示そうとする「教育的」なスタンスを根底に持っていることが伺えます。そして、あくまでも記録の有無が重要な判断材料で唯一の証拠になります。これは、診療報酬算定の根拠だけではなく、患者とのトラブル時に証拠として自分たちの身を守る重要なものです。指導官はこの点も強調しています。彼らの指摘は、将来発生する大きなトラブルや多額の返還リスクを未然に防ぐための「予防的な助言」でもあります。個別指導を自院の診療と管理の質を客観的に見直す「有意義な機会」と捉え直すことができれば、厚生局との関係はより前向きなものへと変わるでしょう。

複雑化する診療報酬制度の中で医師会としても情報発信や橋渡しに努め、お互いの専門性を尊重し合える関係性を築いていくことが、医療機関としての誇りと信頼を守る道だと思います。今回、過去2年分の個別指導内容をまとめ、先生方にお配りすることになりました。ぜひ、質の高い日常診療にお役立ていただきたいと思います。